

# 取引相場のない株式の時価

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

## I. 問題の所在

取引相場のない株式とは、上場株式及び汽配相場等のある株式以外の株式をいうが、文字通り、市場価格がないところから、当該株式の譲渡や相続・贈与などの際の評価額が問題となる。現在、財産評価基本通達（以下、「評価通達」という。）においては、特に取得した株主の立場で、その株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主等か、それ以外の株主かの区分により、それぞれ原則的評価方式又は特例的な評価方式である配当還元方式により評価するものとされており、取引相場のない株式については、税法上、一物多価を有することを認めるかたちとなっている。しかし、株主が保有するときの評価ではなく、譲渡の際ににおける客観的交換価値の時価の認定となると、評価通達の準用でも容易に答を導き出せない点があり、譲渡者あるいは譲受者のいずれの立場でその時価を判定すべきかについては、明確な根拠はないとい

いってよい。

本稿は、取引相場のない株式の譲渡につき、その議決権割合の判定時期と時価がいくらとなるかが争点となった最近の事件を手掛かりに、取引相場のない株式の時価論について考えるものである。

紹介する「タキゲン製造事件」は、第1審は納税者敗訴となったが、控訴審で逆転納税者勝訴となり、現在、国側はこれを不服として上告中の事件である<sup>1</sup>。すなわち、第1審は、取引相場のない株式を譲渡した際の評価は、譲渡後ではなく譲渡前の議決権割合によるべきであるとして国側の主張を認め類似業種比準方式を採用し、納税者の株式譲渡は低額譲渡に該当すると判断したが、控訴審判決は、本件株式は評価通達188の(3)の株式に該当するから、所得税基本通達59-6、評価通達188-2に従い、配当還元方式によって評価すべきであるとし、本件譲渡は低額譲渡ではないと判示し、納税者勝訴となったものである。

<sup>1</sup> 第1審：東京地裁平24(行ウ)第185号、平29・8・30判決 (TAINS : Z888-2119)

控訴審：東京高裁平29(行コ)第283号、平30・7・19判決・上告 (TAINS : Z888-2198)

## II. 事件の紹介

### 1. 事件の概要

A社（資本金4億6000万円、平成19年1月期の売上金額は約236億5000円、平成19年1月現在の従業員数は449人。評価通達178に規定する「大会社」に相当。）の代表取締役であった被相続人庚（以下、「庚」という。）は、自身の有していたA社株式（取引相場のない株式）のうち72万5000株を、平成19年8月1日、B社に対して譲渡した。B社は、既存のA社の持株会を補完するものとしてA社の役員や従業員の福利厚生を目的に設立された有限会社で、基本的にはB社は、庚とは独立した第三者といえる。

その後、庚は同年12月に死亡したが、庚の相続人であり相続により庚の平成19年分の所得税の納付義務を承継した原告らは、本

件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ金額（配当還元方式により算定した価額に相当する金額で1株あたり75円）として庚の所得税の申告をしたところ、所轄税務署長により、本件株式の譲渡対価はその時における本件株式の価額（類似業種比準方式により算定した価額で1株あたり2990円としたが、東京国税局長は原告らの異議申立てに対し、類似業種の選定に誤りがあり、その価額を1株あたり2505円とした）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、各原告に対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をなした。これを不服とした原告らは、所定の手続を経て本訴に及んだ。

なお、A社の株主構成は、次のとおりである。

### ① 本件株式譲渡前（平成19年7月31日以前）

(ア) 庚	146万0700株 (15.88%)	同族グループ
(イ) 庚の親族合計	63万5820株 ( 6.91%)	(22.79%)
(ウ) 有限会社C社	222万4400株 (24.18%)	
(エ) A社経営研究会持株会	221万0730株 (24.03%)	
(オ) A社従業員持株会	231万5150株 (25.16%)	
(カ) その他の個人株主合計	35万3200株 ( 3.84%)	

### ② 本件株式譲渡後（平成19年8月1日以後）

(ア) 庚	73万5700株 ( 8.00%)	同族グループ
(イ) 庚の親族合計	63万5820株 ( 6.91%)	(14.9%)
(ウ) B社	72万5000株 ( 7.88%)	
(エ) C社	222万4400株 (24.18%)	
(オ) A社研究会持株会	221万0730株 (24.03%)	
(カ) A社従業員持株会	231万5150株 (25.16%)	
(キ) その他の個人株主合計	35万3200株 ( 3.84%)	

## 2. 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件株式の譲渡が所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるか否かである。より具体的には、本件株式の譲渡の時における株式の価額について、被告は評価通達に定める類似業種比準方式により評価すべきであると主張したのに対し、原告らはこれを争っており、①所得税基本通達59-6の(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法、②本件株式譲渡における譲渡代金額をもって時価といえるか否かの2点を争点とした。

被告は、所得税基本通達59-6の(1)は、取引相場のない株式について、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により、評価通達188の定めに基づき当該株式が「同族株主以外の株主等が取得した株式」に当たるか否かを判断すべきことを定めたものであると主張する。そこで、本件株式譲渡の直前において、自己及びその同族関係者の有するA社の議決権の合計数が、同社の議決権総数の30%以上である株主（同族株主）はいないから、本件株式は、評価通達188の(1)及び(2)の株式に該当しない。また、本件株式譲渡の直前において、庚及びその同族関係者は、A社の議決権総数の15%以上（22.79%）の議決権を有し、かつ、庚個人も、A社の議決権総数の5%以上（15.88%）の議決権を有していたから、本件株式は、評価通達188の(3)及び(4)の株式にも該当しない。したがって、本件株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないから、評価

通達178本文、179の(1)により、原則的評価方法である類似業種比準方式により評価すべきことになると主張した。

これに対し原告は、次のとおり主張した。所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の価額につき、一定の条件の下で評価通達の例により算定すべきものと定め、その条件としての(1)は、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定すると規定している。他方で、同様の条件は評価通達188の(2)～(4)については規定されていない。そうすると、評価通達188の(3)のうち、「同族株主のいない会社」であるかどうかの判定（会社区分の判定）は、所得税基本通達59-6の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行うことになるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定（株主区分の判定）は、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により行うのが相当であり、本件の場合、配当還元方式により評価することが合理的である。

## 3. 判決の要旨

本件の特徴は、第1審は納税者敗訴であったが、控訴審では逆転納税者勝訴となった点にある。そこで、両裁判所の判断を対比して記載すると、次のとおりである。

## 第1審判決（納税者敗訴）

### 争点①について 〈読み替え規定の必要性〉

「相続税や贈与税が、相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課される税であるのに対し、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算してその譲渡人である元の所有者に課税する趣旨のものと解される……」のような課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基準となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の(1)から(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時における価額の算定に適用する場合には、各定め中『（株主の）取得した株式』とあるのを『（株主の）有していた株式で譲渡に供されたもの』と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているのは、上記の趣旨を『同族株主』の判定について確認的に規定したものであり、上記の読み替え等をした上で評価通達188の(1)～(4)の定めを適用すべきであることを当然の前提とするものと解されるから、この規定もまた一般的な合理性を有すると認められる。」

## 控訴審判決（逆転納税者勝訴）

### 争点①について 〈読み替え規定の必要性〉

「株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めていることが文理上明らかな評価通達188の(2)から(4)までについてまで、明文の定めもなく、上記譲渡所得課税の趣旨によって読み替えることは、所得税基本通達59-6の(1)があつても無理があるといわなければならない（なお、株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることに鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということはできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見出してこれを実質的に否認するような解釈を探ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない。）。そうすると、評価通達188の(2)から(4)までについては、上記の自由な取引において成立すると認められる価額について、譲渡人と譲り受けの双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、『同族株主のいない会社』の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である」

「本件においては、本件株式が評価通達188の(3)の株式に該当するかどうかが争われているところ、上記のとおり、所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかについて株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)までについて何ら触れていないことからすれば、同(3)の『同族株主のいない会社』に当たるかどうかの判定（会社区分の判定）については、それが同(1)の『同族株主のいる会社』の対概念として定められていることに照らし、所得税基本通達59-6

の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、『課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式』に該当するかどうかの判定（株主区分の判定）については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。』

#### 〈資産価値の意味〉

「譲渡人が所有している状態における株式が、一定の議決権割合を占め事業経営への影響力のあるもの（支配力を有するもの）であったのであれば、譲渡人としてはその支配力をも加味した価値のある株式を有していたというべきであり、現に成立した取引において、譲渡人がその有する株式のうちの少数のみを分割して譲受人に譲渡し、譲受人が取得する株式が事業経営への影響力のない株式（少数株式）になったとしても、それは、譲渡人が経営への影響力を廃する形で分割譲渡した結果にはかならない。そのため、譲受人が取得した株式が少数株式にとどまるからといって、譲渡人が所有していた状態における資産としての株式の価値を、当該譲渡により分割された後の少数株式の状態で評価することは、前記ア(ウ)で述べた譲渡所得に対する課税の趣旨に反することになるというべきである。」

以上により、本件株式譲渡直前の時点において、本件株式は、評価通達188の(1)及び(2)の株式、さらには(3)及び(4)の株式にも該当しないので、評価通達178本文、179の(1)により類似業種比準方式により評価すべきこととなる。

#### 争点②について

「本件株式譲渡について、B社の側から見れば、B社が取得した本件株式に係るA社での議決権割合は7.88%にすぎず、評価通達188を適用すれば同項の(3)の株式に該当し、『同族株主以外の株主等が取得した株式』に該当する

「所得税法59条1項にいう『その時における価額』は、譲渡の時における資産の客観的交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を保有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである。」

#### 争点②について

「本件株式譲渡は、争点②について判断するまでもなく、所得税法59条1項2号の低額譲渡には当たらないというべきである〔庚が、B社に対し強い権限を有し、また、本件株式の譲渡が相続税負担の軽減させることを目的して行

から、配当還元方式による評価額を譲渡対価とした本件株式譲渡が、B社にとって不合理な取引であったとはいえない。しかしながら、本件株式の譲渡人である庚の側から見れば……その譲渡する議決権を合わせたA社での議決権割合が15%以上となるような株主に対してこれを譲渡していれば、本件株式譲渡の譲渡対価（1株当たり75円）よりも高額の類似業種比準方式による評価額（1株当たり2505円）に相当する金額程度の対価を得られる可能性があった。」本件株式を譲渡した目的は、「庚の側では……A社における経営の安定を一定程度保持しつつ、本件株式の譲渡による対価収入を減らしても、自身の相続人の相続税の負担を軽減する〔上記認定事実(i)〕ということ以外には考え難く、譲渡対価による収益を目的とする通常の取引としての合理性には乏しいものといわざるを得ない。以上のような本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡を原告らのいう利害相反する第三者間の取引（正常な株式の売買）とみることはできず、その対価をもって本件株式の時価（客観的交換価値）ということはできない。」

われたとしても、1株当たり75円という譲渡価額が、前記のとおり合理性が認められる所得税基本通達59-6、評価通達188の(3)、188-2に従って算定された価額と一致する以上、純然たる第三者間で種々の経済性を考慮して算定された価額とは異なるということはできず、ほかに同事実を認めるに足る証拠はない。」と判示した。

### III. 解説

〔1〕結論から先に述べると、筆者は東京高裁判決に反対し、第1審判決を支持する。取引相場のない株式については一物多価となっているが、本件は譲渡時の時価（所得税法59条の適用如何）が問題となっており、譲渡後の株式の評価の問題ではない。すると、譲渡時におけるその譲渡人の立場で、いくらで売れる可能性がある株式であるかという本来あるべき原則的評価により当該株式の時価の判定を行うべきであると考える。

さらに東京高裁判決は、税務行政に対する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、評価通達を法令であるかのごとく解釈し、読み替えルールの有無について言及しているが、裁判所が法源でもない通達の解釈にことさら拘泥することは、本末転倒な議論であり、原則的な時価の判定という視点がおろそかにされていると考える。

〔2〕取引相場のない株式については、上場株式と異なり、同族株主の有無や、株式の取得者の取得後の議決権割合等により、会社

支配力の有無が異なり、当該株式の取得目的及び通常取引される場合の価額が異なり得ることがポイントである。

すなわち、譲渡の時における譲渡人の立場に立つと、一定の条件のもとでは当該株式が会社支配権に係わる価値を有する場合があり、本件では原則的評価方式である類似業種比準方式によると、1株あたり2505円となる。一方で、取得者が少数株主であり配当期待権しか所有目的のない株式となる場合には、特例方式による配当還元方式により、1株あたり75円の価値となる。約34倍の価値の開きがあるときに、当該株式の移動につき、いつの時点で何を課税の趣旨に、当該株式のどの顔をもって評価額とするかは、きわめて興味深い問題である。

税務当局並びに第1審判決は、当該株式の譲渡人における会社支配性という譲渡前の価値と、かりに他の大株主になり得る者に対する譲渡が行われる可能性のことを考えると、その株式の持つ会社支配性という顯在的価値こそが客観的時価を表すものであるとした。しかし、控訴審判決は、譲受人の譲受後の株式価値で評価すべきであるとし、外形的な譲渡後の姿しか見ていない。

また、本件は通達解釈の問題が中心となっているが、控訴審判決では、「譲渡人と譲受人の双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、『同族株主のいない会社』の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である（所得税基本通達59-6は、このこと

を定めたものとして合理性を有する。）」と判示している。すなわち、通達といえども、租税法規の解釈は文理解釈によるべきであり、拡張解釈や類推解釈をみだりに行うべきではなく、納税者の税務行政への信頼性の確保並びに法解釈の予見可能性を確保する見地から、「読み替え規定」が必要であるとした。しかし、税務行政における通達の意義は、筆者も認めるところであるが、通達はそもそも法源性のある法令ではなく、上記のように裁判所が法令と同格に取り扱って厳格な読み方とその適用を要請することは問題であると考える。

〔3〕本件では、評価通達188の(3)の適用が直接的な問題となっているが、同通達は次とおり定めている((a)～(d)の記号は筆者記入)。

(a)同族株主のいない会社の株主のうち、  
(b)課税時期において(c)株主の1人及び  
その同族関係者の有する議決権の合計数  
が、その会社の議決権総数の15%未満で  
ある場合における(d)その株主の取得し  
た株式」

すなわち、(a)から(c)については、次のと  
おり、時点が異なる。

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (a)会社区分の判定 | → 譲渡前             |
| (b)課税事実の発生 | → 譲渡時・購入時・<br>の判定 |
| (c)株主の判定   | → 評価時             |
|            | → 譲渡後             |

このように一文において判定のタイミングが混在している点に通達自体の合理性が問われるところであるが、(c)株主の判定につき譲渡後であることにつき控訴審判決は、「株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めて

いることが文理上明らか」と判示した。すなわち、本件B社と同様にかりに株式の新規取得者がいる場合、譲渡前には当該株主は存在しないので、(d)その株主の判定は株式取得後の判定となるのは文理上明らかという意味であると解する。その際、取得後の株式の評価については、その株主の立場によって評価額が決定されることになるが、本件は資産として保有する場合の評価額ではなく、(b)課税時期における時価をどうとらえるかの問題なのである。

〔4〕この課税時期における時価について控訴審判決は、「当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するもの」か「当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないもの」かという点につき、「一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである」と判断を避けた。それにもかかわらず、「会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということはできず」と、多くの含み益を有する経済的価値の移転につき時価の合理的な説明をせず、もっぱら相続税の課税を回避するような本件事案についてまでも、「私的自治の観点からも（第1審判断には）疑問がある」と判示しただけで、このような程度の内容では、所得税法上の課税時期における時価の認定要件の解明になっていない。

〔5〕さらに時価の点を解明するには、訴訟における個別事案の問題であっても、多角

的な分析が必要であると筆者は考える。たとえば、本件の問題は、個人が法人に対し株式を譲渡した際の所得税法59条の適用の問題であるが、これが法人が譲渡人になり、法人あるいは個人が譲受人となったときに、本判決の論理が同様に適用できるのかといった点の検証も必要である。

法人が上場有価証券等以外の株式（取引相場のない株式）を譲渡する場合の時価は、基本的には法人税基本通達9-1-13、9-1-14の定めによる（なお4-1-5、4-1-6についても評価益の定めがある）。すなわち、9-1-13は、法人税法25条3項の資産の評価換えによる評価損の損金算入の規定を適用する場合のその株式の価額について規定し、9-1-14は、上場有価証券等以外の株式の価額の特例として、課税上弊害がない限り、評価通達の178から189-7までの例によって算定することを認めている。この場合、本件と同じように、株式の譲渡が行われる場合、評価通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するか否かを、譲渡前で判断するのか、それとも譲渡後で判断するのかという同じ問題がおこるのである。

なお、国税不服審判所平成11年2月8日の裁決例（裁決事例集No57）があるが、この事案では、「本件譲渡により譲渡後のG社の発行済株式の持株割合は、請求人が42.5パーセント、Jが40.0パーセントとなり、それぞれが、評価通達上の『同族株主』となること」とし、請求人が非上場株式を関係会社の代表者に対して額面金額で譲渡した価額は、通常取引価額に比べ低額であるから、そ

の価額と譲渡価額との差額は寄付金であると認定した。この裁決例では、「譲渡後」の持株割合で判断がなされているが、取引の対象となった株式の発行会社の発行済株式総数は20,000株で、そのうち譲渡株式数は3,000株(発行済株式総数の15%)であった。請求人(法人)の持株の異動数は、譲渡前11,000株(55%)→譲渡後8,000株(40%)であり、譲受人たる代表者の持株の異動は、譲渡前5,500株(27.5%)→譲渡後8,500株(42.5%)であった。つまり、判断の時点が譲渡前、譲渡後であっても、寄附金課税の結論は変わらないものであり、先例とはならない事例である。

[6] 法人を前提とすると、株式の時価という客観的交換価値をどのような対価で移動させるかは、経済的利益の移動が伴う寄附金課税の問題があるので、慎重に判断すべきである。上記裁決例でも、「株式が会社資産に対する持分としての性質を有することからすると、理論上は、純資産価額方式が株式評価に関する基本的方式であると位置づけることが可能であり、特に業績が順調に推移している会社の支配株主の保有する株式について

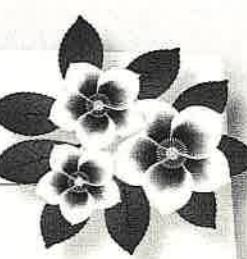
は、その最低限の価格を把握する方式と考えられる。これに対し、配当還元方式は、特に同族会社の場合には、支配株主の意向により、そうでない会社に比べて配当が著しく低く抑えられる傾向があるので、評価額が実態よりも低く算出される結果を招きやすく、少なくとも支配株主の保有する株式の評価方法としては妥当ではないというべきである。」と判断している。

[7] 以上のことと総合的に判断すると、筆者は、本件はことさら譲渡前か譲渡後かを重視して議論しているが、通達の一文から明らかな解釈が生まれない以上、通達方式によることが原則としてできない場合に該当し、かえって通達に拠ることに課税上弊害が発生する恐れがあるとみて、「時価」とは客観的交換価値であり、譲渡の場合には譲渡人において所有していた価値がキャピタルゲインを伴って移転するという考え方で説明すべきであり、譲渡人の譲渡前の価値に本件客観的交換価値の実体があるものと考える。したがって、第1審判決を支持し、控訴審判決には反対である。

## 先輩税理士から 受験生に送るメッセージ

### 33 楽しい仕事を、悔いのない人生を

税理士 德永 墨人



税理士資格を取るきっかけとなったのは、父の言葉でした。

\* \* \* \* \*

私が20歳の時に、サラリーマンだった父に「おまえ資格をなんでも良いから取っておけよ。」と言われました。その次の日にその言葉を最後に、父は心臓疾患で急逝しました。

\* \* \* \* \*

私はその言葉を胸に税理士資格を取るために、税理士事務所に就職しました。試験勉強をする暇もなく、仕事に追われる毎日でした。勤務7年目にして結婚し、その後事務所を辞め、妻の後押しで一年間税理士資格を取得するために試験勉強に専念しました。働き盛りの同じ世代の人を見ると、自分の無力さを感じました。悔しさをバネに猛勉強しました。

\* \* \* \* \*

その後無事合格し、32歳で開業することができました。開業後は、がむしゃらに仕事をしてきました。毎日を忙しく過ごしていました。おかげさまでお客様も増えてきた3年目に、脳梗塞で倒れてしまいました。発見が遅れたために、生死をさまよい、生還した体には、右半身麻痺という重たい後遺症が残りました。

\* \* \* \* \*

私のお客様は、税理士会の先生方に協力して頂き、お客様全て他の先生方に引き継いで

頂きました。税理士会に感謝です。

\* \* \* \* \*

しかし、その時点で私の仕事はゼロです。そんな私の側にいてくれたのが家族です。妻が言った一言を今でも忘れません。「あなたには資格があるじゃない。障害も個性と思えばいい。」私は家族のためにも、必死にリハビリに励みました。仕事復帰後、障害を持った私を受け入れてくれるお客様がいらっしゃいました。

\* \* \* \* \*

そのお客様のために、親身になってサポートをしてまいりました。今では、倒れる前以上のお仕事をさせて頂いております。今の仕事はとてもやりがいがあり、楽しいです。脳梗塞で倒れたことで、自分自信を見つめ直すことができたと思います。沢山の方々が私をサポートしてくれました。その人達から受けた恩を、税理士の仕事を通じて返していくたいと思います。これも、税理士資格があるから言えることです。税理士資格の重さを実感しております。

\* \* \* \* \*

努力と成功は比例していると私は思います。辛い時期には必ず支えとなってくれる人がいます。一人ではありません。私を支えてくれた妻からの言葉は、「楽しい仕事を。悔いのない人生を。」です。これから楽しい未来を期待し、資格取得に向け頑張ってください。